

長澤工務店株式会社 行動計画

従業員が仕事と家庭生活を安心して両立できるようになることを目的として、行動計画を以下のように定める。

1. 計画期間

平成30年10月1日～平成32年9月30日までの2年間

2. 内容

目標① 産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、産休・育休期間中の社会保険料免除等の制度の周知と情報提供を行う。

対策 平成30年10月～
産前産後休業や育児・介護休業、並びに育児・介護休業給付金制度、産休・育休期間中の社会保険料免除等の制度に関するパンフレット等を事務所に備え置き、希望者には個別に制度説明を行う。

目標② 子供や孫の学校行事等への参加のための年次有給休暇取得を促進する。

対策 平成30年10月～
従業員の子供や孫の学校行事等が予定されている場合、積極的に年次有給休暇の取得を申し出る旨の連絡を行い、趣旨説明のほか相互理解及び相互扶助を求める。